

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 1 月 1 5 日
契 約 業 者 名	三井共同建設コンサルタント（株）千葉事務所
契 約 業 者 の 住 所	千葉県千葉市中央区中央 2 - 5 - 1
業 務 の 名 称	R 7 利根川下流部銚子・神栖市地区施設設計業務
業 務 場 所	利根川下流河川事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要	関係機関説明資料作成 一式 既設護岸復旧設計 一式 観測所他撤去等設計 一式 図面作成 一式 工事施工箇所図面修正 一式
履 行 期 間 (自)	令和 7 年 7 月 2 6 日
履 行 期 間 (至)	令和 8 年 3 月 2 5 日
変 更 前 の 契 約 金 額	3 2, 1 7 5, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 1 1, 2 5 3, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	4 3, 4 2 8, 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 関係機関説明資料作成（減工） 2 件の資料の作成が不要となったため減工する。 2. 既設護岸復旧設計（増工） 芦崎地先低水護岸復旧の設計が必要となったため増工する。 3. 観測所他撤去等設計（増工） 水位観測所施設等の撤去等対策を実施するための設計が必要となったため増工する。 4. 図面作成（削除） 図面作成実施内容の精査により「5. 工事施工箇所図面修正」に替えるため削除する。 5. 工事施工箇所図面修正（増工） 図面作成実施内容の精査に伴い、設計検討の実施の必要性が生じたため「図面作成」に替えて増工する。

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 8 年 6 月 2 4 日
契 約 業 者 名	三井共同建設コンサルタント（株）千葉事務所
契 約 業 者 の 住 所	千葉県千葉市中央区中央 2 - 5 - 1
業 務 の 名 称	R 7 利根川下流部銚子・神栖市地区施設設計業務
業 務 場 所	利根川下流河川事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要	・関係機関説明資料作成 一式 ・光ケーブル経路詳細設計 一式 ・工事施工箇所図面修正 一式 ・BIM/CIM 一式 ・履行期限 9 2 日間延長
履 行 期 間 (自)	令和 7 年 7 月 2 6 日
履 行 期 間 (至)	令和 8 年 9 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	4 3 , 4 2 8 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 8 , 3 0 5 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	5 1 , 7 3 3 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	別紙のとおり

変 更 理 由

1. 関係機関説明資料作成（増工）

地元地権者に対する現地状況説明資料の作成が必要となったため増工する。

2. 光ケーブル経路詳細設計（増工）

光ケーブル設計区間の延長が必要となったため増工する。

3. 工事施工箇所図面修正（増工）

工事図面箇所修正として、実施内容が追加となったため増工する。

4. BIM/CIM（増工）

BIM/CIMモデルの制作内容にもとづき、実施金額が確定したため増工する。

5 履行期間

光ケーブル経路詳細設計において、道路管理者等との関係機関との調整に

不測の日数を要したため、工期を92日延長し、令和8年9月30日までとする。